

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日(当)
に当たるときは、そ
の翌日

目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医の登録

結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の役員就任(二件)

土地改良区の役員就退任

公有水面の埋立ての免許

◇選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

◇教委告示 教育委員会の招集

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を

次のように改正する。

別表第三号の次に次の二号を加える。

三の二 貸金業者の登録申請手数料 四万三千元

三の三 貸金業者の登録更新申請手数料 四万三千元

附 則

この規則は、昭和五十八年十一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百八十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長 田 直 樹	鳥医第二、九六二号	昭和五十八年九月十四日
五 代 和 紀	鳥医第二、九六三号	"
大 居 慎 治	鳥医第二、九六四号	"
川 谷 俊 夫	鳥医第二、九六五号	"
高 城 英 俊	鳥医第二、九六六号	"
神 田 光 悦	鳥医第二、九六七号	"
汐 田 剛 史	鳥医第二、九六八号	"
浦 上 克 哉	鳥医第二、九六九号	昭和五十八年九月十六日
細 田 明 秀	鳥医第二、九七〇号	昭和五十八年九月十七日
勝 山 容 子	鳥医第二、九七一号	昭和五十八年九月二十日

鳥取県告示第八百九十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和

二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
倉 恒 薬 局	鳥取市相生町四丁目四一六	昭和五十八年十月七日
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜二二〇三	"

鳥取県告示第八百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理 事 船 岡 市 秋 米子市福万四九三一一

昭和五十八年三月二十七日就任 任期昭和六十年三月二十二日まで

鳥取県告示第八百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉田 富士雄 東伯郡大栄町大字西園一一四四

“ 大西 義信 “ 大字東園四〇三

“ 岡崎 勸 “ 大字六尾一七四

“ 茂藤 彰寿 “ 大字原八二三

監事 砂川 範彦 “ 大字東園四〇六

昭和五十七年十月二十三日就任 任期昭和六十年四月二十七日まで

鳥取県告示第八百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 福井 兵藏 東伯郡羽合町大字田後七三〇―二

昭和五十八年三月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 朝倉 正 東伯郡羽合町大字田後五七八―三

昭和五十八年十月二日就任 任期昭和五十九年三月七日まで

鳥取県告示第八百九十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

昭和五十八年十月十四日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

田後港港湾管理者 鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字浦富字二夕股三一八九一一地先公有水面

(二) 区域

①の地点から④の地点までを順次に通る昭和五十七年の秋分の日
満潮位における公有水面と陸地との境界線及び④の地点と①の地点を
直線で結んだ線により囲まれた区域並びに⑤の地点から⑩の地点まで
を順次に通る昭和五十七年の秋分の日満潮位における公有水面と陸
地との境界線及び⑪の地点と⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれ
た区域

①の地点 松島灯台から一五一度〇四分四八秒 四八三・〇メートル

の地点

②の地点 ①の地点から一四六度〇八分〇五秒 二・八メートルの地

点

③の地点 ②の地点から二三六度〇八分〇五秒 六・三メートルの地

点

④の地点 ③の地点から三二六度〇八分〇五秒 二・八メートルの地

点

⑤の地点 松島灯台から一五二度二六分〇四秒 四八四・〇メートル

の地点

⑥の地点 ⑤の地点から二三一度三三分四六秒 一・三メートルの地

点

⑦の地点 ⑥の地点から一七八度二六分四〇秒 三・二メートルの地

点

⑧の地点 ⑦の地点から二三六度〇八分〇五秒 七・八メートルの地

点

⑨の地点 ⑧の地点から二六二度一〇分四〇秒 二・〇メートルの地

点

⑩の地点 ⑨の地点から二二五度三三分〇八秒 一・九メートルの地

点

⑪の地点 ⑩の地点から三一七度五七分三八秒 二・六メートルの地

点

(三) 面積

四九・八六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字浦富字二夕股三一八九一一地先公有水面及び陸

域

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを直
線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 松島灯台から一五〇度三四分五三秒 四七二・五メートル

の地点

②の地点 ①の地点から一四六度〇八分〇五秒 二〇・三メートルの

地点

③の地点 ②の地点から二三六度〇八分〇五秒 三四・八メートルの

地点

④の地点 ③の地点から三一七度五七分三八秒 二〇・五メートルの

地点

(三) 面積

七三六・一六平方メートル

五 埋立地の用途

公共ふ頭用地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二百二十三号

大山町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称

所在地

大山町農村環境改善センター

西伯郡大山町今在家六一一番地

大山町立中高集会所

平木二九八番地一

こうれいコミュニティーセンター

妻木五八二番地一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年十月十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十八年十月二十二日（土）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和五十八年度教育表彰について
 - 2 その他